

海外渡航にかかる可否判断基準

京都大学では、渡航の可否判断にあたってのガイドラインとして、外務省の危険情報・感染症危険情報に準じ、「海外渡航にかかる可否判断基準」を制定しています。

大学が主催するプログラムにおける渡航の可否、大学命令による出張の可否は、渡航地の安全状況および渡航者にかかる諸事情を考慮のうえ、渡航許可にかかる権限者が判断します。

研究旅行、観光旅行、帰省等のプライベートな渡航においても、渡航先の安全情報を確認の上、本基準を参考にして渡航の判断をするよう推奨します。

| 外務省 危険情報・ 感染症危険情報 | 学生 | | 教職員 | |
|---|---|------------------------|---|--|
| | 渡航可否 | 渡航時の注意事項 | 渡航可否 | 渡航時の注意事項 |
| なし | 原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可 | 注意を払い、安全対策を講じること | 原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可 | 注意を払い、安全対策を講じること |
| レベル1 十分注意してください | 原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可 | 十分な注意を払い、必要な安全対策を講じること | 原則可 ただし、渡航を中止すべき相当な理由・状況があれば不可 | 十分な注意を払い、安全対策を講じること |
| レベル2 不要不急の渡航は止めてください | 原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可 | 特別な注意を払い、万全な安全対策を講じること | 要検討 渡航可とする相当な理由・状況があれば可 | 特別な注意を払い、万全な安全対策を講じること |
| レベル3 渡航は止めてください (渡航中止勧告) | 不可 | 渡航中止、退避等指示 | 原則不可 ただし、渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・状況があれば可 | 特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じること |
| レベル4 退避してください 渡航は止めてください (退避勧告) | 不可 | 渡航中止、退避等指示 | 不可 ただし、緊急事態における必要不可欠な渡航の場合は可 | 渡航中止、退避等指示ただし、緊急事態における渡航の場合は、特別な注意を払い、組織的かつ万全な安全対策を講じること |

2018年3月23日 国際戦略本部運営協議会決定

【渡航判断者への注意・補足事項】

1. 本基準は、渡航の可否判断にあたってのガイドラインの位置付けです。渡航の可否は、渡航地の安全状況および渡航者にかかる諸事情を考慮のうえ、渡航許可にかかる権限者が判断してください。
2. 複数の国・地域に渡航する場合は、全ての渡航先について安全状況を確認の上、判断してください。
3. 相当な理由・状況：渡航の目的、現地渡航者・渡航先関係機関・協力者から収集した安全情報及び協力体制、外務省海外安全ホームページ、各国政府等の海外安全情報、渡航地の安全に関する報道状況等から総合的に判断してください。
4. 渡航可とする場合も必要に応じて渡航の条件（誓約書の提出等）を付加してください。